

第4 情報システム調達におけるベンダー等の行為について

《⑤ベンダー間等の受注調整について》

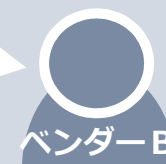
調査結果

官公庁に対し、情報システム調達において、ベンダー間の受注調整が疑われる入札が行われたことがあるかを質問したところ、「はい」と回答したのは、5機関（0.5%）（有効回答数1,009）であった。



A地公体
地方公共団体から特定業務の委託を受けている事業者のみが、特定の情報システムを受注できるようになっているというルールがあるという話を聞いたことがある。

以前は、発注支援業務と情報システム構築業務の双方を行っている事業者間において、互いの案件を受注できるようにしていたという話を聞いたことがある。



有識者C
コンサルティング事業者とベンダー間で案件の回し合いがあるという話を聞いたことがある。

独占禁止法上の考え方

【ベンダー間の受注調整の場合】

- 官公庁における情報システム調達の入札等に際し、ベンダーが、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた場合、独占禁止法上問題となるおそれがある（不当な取引制限）。

【発注支援業務を行うコンサルティング事業者が受注調整に関与する場合】

- 発注支援業務と情報システム構築業務の両方を行うことができる複数のコンサルティング事業者において、自らが発注支援業務を受注した際に、他のコンサルティング事業者が情報システム構築業務を受注できるように協力し合う場合などには、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当な取引制限）。
- 官公庁の発注支援業務を行うコンサルティング事業者が、ベンダーと共謀し、不正確な情報を提供するなどして当該ベンダーのみが対応できる仕様を盛り込むことにより、他のベンダーの入札参加を困難にさせた場合などには、コンサルティング事業者が独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占）。

公正取引委員会の今後の対応

- 本報告書においては、第1の検討事項に基づき、官公庁の情報システム調達について、ベンダーロックインが回避されることなどにより、多様なベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるとの認識の下、官公庁の情報システム調達の実態を把握するための調査を実施した上で、情報システムの疎結合化、オープンな仕様の設計・情報システムのオープンソース化、組織・人員体制の整備等について、競争政策上及び独占禁止法上の考え方を明らかにした。公正取引委員会としては、デジタル庁等の関係府省庁と連携しながら、本報告書で示した考え方の普及・啓発に努めることにより、官公庁、ベンダー等において自主的な取組が行われ、官公庁の情報システム調達において公正かつ自由な競争が促進されることを期待する。加えて、**情報システム調達における独占禁止法違反行為に対しては、厳正に対処していく**。さらに、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題であり、デジタル社会の実現に遅れがあってはならないことから、公正取引委員会としては、我が国のネットワークを含む情報システムに関して、多様なベンダーの新規参入の促進が図られているかなどについて、フォローアップを行うなど、引き続き、当該分野を注視し、デジタル庁と連携して、競争環境の整備を行っていく。
- 本調査は、官公庁における情報システムを対象に実施したものの、民間における情報システムに係る取引においても、本報告書と同様の論点を有する部分については本報告書における考え方が有用であると考えられることから、官公庁にとどまらず広く情報システム調達に携わる関係者においても、本報告書で示した考え方に留意し、ベンダーロックインや独占禁止法違反行為の未然防止に取り組むことを期待する。

参考 情報システム調達に関する意見交換会の有識者等

座長	大橋 弘	東京大学 公共政策大学院 院長
	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
	川濱 昇	京都大学 公共政策大学院・法学研究科 教授
	楠 茂樹	上智大学 法学部国際関係法学科 教授
	関 治之	一般社団法人コード・フォー・ジャパン 代表理事
	武田 邦宣	大阪大学大学院 法学研究科 教授
	吉本 翔生	株式会社WiseVine 代表取締役社長

オブザーバー デジタル庁，総務省

(役職は令和3年10月現在)